

JAB RL352 (案 RL352:2018 第10版) に対するコメントと JAB 対応案

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
1	(株)アイピーエス 品質 管理課	序文 1項 6項 7項	—	E	JIS Q 17025:2018 改定案(以 降 JIS 改定案の表記)と用語 の表現が違うものは、JIS 改定 案の表現に合わせた方が良 いと思います。	下記 RL352 内の用語の表現を、JIS 改 定案の用語の表現に合わせることを提 案します。 ・全体を通して、「測定の不確かさ」を 「測定不確かさ」へ ・「6.5 計量計測トレーサビリティ」を 「6.5 計量トレーサビリティ」へ ・「7.1 依頼、見積仕様書及び契約内 容の確認」を「7.1 依頼、見積仕様 書及び契約のレビュー」へ ・「7.10 不適合の業務」を「7.10 不 適合業務」へ	○
2	(株)アイピーエス 品質 管理課	目次	—	E	目次の個所に6項、7.9項、 7.10項、7.11項、8項がありま せん。 また、目次の6.2.4項は誤って 引用されたように思います。	目次に6項、7.9項、7.10項、7.11項、 8項を追加、及び6.2.4項削除を提案 します。	○
3	(株)アイピーエス 品質 管理課	6.3.1項	7	T	6.3.1項において、設備の保 有が必須でなくなっていますが、 要求事項の説明で設備に	「使用する専用の指定場所」の表現へ の変更を提案します。	△ 6.3項は、施設及び環境条件ですので、JIS Q 17025の6.3.1項の引用に変えました。ま

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
					対して「保持する専用の指定場所」となっています。「保持」は設備の保有が含まれるようにも感じます。		た設備の校正に関する表 1-1 は 6.4 項に移しました。
4	(株)アイピーエス 品質 管理課	6.3.5 項	1	E	6.3.5 項で例として挙げた機器名称「EMI メーター」「スペクトルアナライザ」が、6.5.5.1 項に記載されているような機器の表現と異なっています。	機器名称を、「EMI テストレシーバー」「スペクトラムアナライザ」に変更することを提案します。	△ 情報通信審議会答申の CISPR 16-1-1 の適用範囲に用いられている「EMI 受信機」と「スペクトラムアナライザ」としました。
5	(株)アイピーエス 品質 管理課	6.3.6 項	3	Q	6.3.6 項の表 1-1 の表題に記載されている「校正項目」は、「校正項目確認周期」の意味でしょうか。	質問の解釈が正しいようであれば、表題の「校正項目」を「校正項目確認周期」に変更する事を提案します。	△ 表 1-1 は校正周期しか示していませんから、不確かさ確認周期及び校正項目は削除して、タイトルを EMC 試験施設及び設備の推奨校正周期としました。
6	(株)アイピーエス 品質 管理課	6.5.5.1 項	表 の No.2	E	6.5.5.1 のアンテナ係数が「アンテナ係数(注)」となっていますが、注が増えた事で引用表現が不足しています。	「アンテナ係数(注 1)」に変更することを提案します。	○
7	(株)アイピーエス 品質 管理課	6.5.5.2 項	表 の 注 2	E	6.5.5.1 の注 2 の表記「人体暴露」は、JIS C 1912 では「人体ばく露」と表記され、外部資料によっては「人体曝露」と表記される場合もあります。	JIS に合わせた「人体ばく露」への変更を提案します。	○

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
8	(株)アイピーエス 品質 管理課	6.5.5.2 項	表の 注2	E	6.5.5.1の説明ではトレーサビリティが確保された校正方法に選択肢がありますが、注2において計測器の磁界強度及び電界強度の校正が認定校正のみの要求になっています。	6.5.5.1の説明と合わせて、注2の要求においても、「磁界強度及び電界強度については認定校正(又はトレーサビリティの確保された試験所内校正)を要求する」に変更することを提案します。	○
9	(株)アイピーエス 品質 管理課	6.5.6.1 項	表の6	T	6.5.6.1項の表で、放射電磁界イミュニティ試験の電界強度のトレーサビリティ機器が電界センサとなっているのと同解釈として、磁界イミュニティ試験の磁界検証のトレーサビリティに対しては、磁界センサが含まれているのが良いように思います。	電源周波数磁界イミュニティ試験のトレーサビリティ要求計測器を「誘導コイル又は磁界センサ」に変更することを提案します。	× IEC 61000-4-8 第6.2.3項及び第6.3項は誘導コイルの検証を要求しています。磁界センサだけトレーサビリティを確立して、誘導コイルのトレーサビリティを確立しないことは認められません。逆に誘導コイルの検証を全て外部の校正機関に依頼して、試験所自身は磁界センサを持たないことは認められます。
10	(株)アイピーエス 品質 管理課	7.6.1項	1,3	E	7.6.1項に記載されている「JIS Q 17025 5.4.6.2項」は2005年版の項番になっていると思います。また、2005年版の注記2の内容は2017年版では注記1となっているので修正が必要だと思います。	7.6.1項の「JIS Q 17025 5.4.6.2項」を「JIS Q 17025 7.6.3項」に、及び「注記2」の2箇所を「注記1」に変更することを提案します。	○

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
11	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	全般			EMC の専門用語に独自の 用語を用いているが、試験 所は JIS・電波法答申など に基づいて試験を行うた め、JIS・電波法答申で定 義されている用語を用い るべき。また、略語を用い る場合は、最初に日本語の 正式名称を記載する。	EMC の専門用語は、JIS・電波法 答申で使用している用語を用い る。	○
12	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	2.1	1	E	2.2 がなく、2.1 だけあるの は不適切。 IEC 61000-4 シリーズが本 文で使用されている。	2.1 の見出しを削除するか、厳密に 言えば(2)と(4)は規格ではないた め、2.の見出しを“引用規格等”と して、 2.1 引用規格 2.2 引用文書 に分けて、(1)・(3)+JIS C 61000-4 シリーズを 2.1, (2)・(4)を 2.2 に 記載する。	○ さらに TS Z 0033 と JAB RL331 は引 用していないので削除しました。
13	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	2.1	4	E	CISPR 16 という規格はな い	“CISPR 16 series”又は“CISPR 16 規格群”とする。	○
14	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	3.1	1-2	T	JIS C 60050-161 の定義を 用いる。	“電磁両立性(EMC)”とは、装置又は システムの存在する環境において、許 容できないような電磁妨害をいかなるも	○

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
						のに対しても与えず、かつ、その電磁環境において満足に機能するための装置又はシステムの能力をいう。”に修正する。	
15	一般社団法人日本電機工業会技術部技術企画課 井上博史	6.2.2	2-3	T	“EMI 技師”の定義がない。EMI は、JIS C 60050-161 では電磁障害(電磁妨害によって引き起こされる装置、伝送チャンネル又はシステムの性能低下)として定義している。論文などでは電磁妨害・エミッションと同義で用いることがあるが、6.2.2 は EMC 全般を表す用語でなければ合わない。	“EMI 技師”を“EMC 技師”に修正する。	○
16	一般社団法人日本電機工業会技術部技術企画課 井上博史	6.3.2	1	E	“野外試験場”とあるが、6.3.3 の備考 1 では“オープンサイト”を用いている。同じ意味では。	“野外試験場”を“オープンサイト”に修正する。	○
17	一般社団法人日本電機工業会技術部技術企画課 井上博史	6.3.3	1	T	“周囲雑音(外来無線信号以外)が大きい試験場にあっては”とあるが、無線信号がある場合も測定結果に影響を及ぼさない処置が必要。	“周囲雑音(外来無線信号以外)”を““周囲雑音”に修正する。	○
18	一般社団法人日本電機工業会技術部技術企画課 井上博史	6.3.5	1	T	“EMI メータ”とは何か。	CISPR 16 シリーズに対応する電波法答申で用いている用語を用いる。 http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/inter/cispr/cisprkikaku.htm	○ EMI 受信機に変更

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
19	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	6.3.5	2	E	“スペクトルアナライザ” は CISPR 16 シリーズに対 応する電波法答申では用い ていない。	“スペクトルアナライザ”を“ス ペクトラムアナライザ”に修正する。	○
20	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	6.5.5.1	表	E	表内の用語を JIS・電波法答 申に合わせる。	テストレシーバ→測定用受信機 LISN (AMN) →擬似電源回路網 (AMN) ISN (AAN) →不平衡擬似回路網 (AAN) NSA →正規化サイトアテネーショ ン (NSA) SVSWR→サイト電圧定在波比 (SVSWR)	○ 但し、テストレシーバは EMI 受信機と しました。
21	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	6.5.5.1	表	T	高調波の測定器の仕様を規 定している JIS C 61000-4-7 の引用がないが問題ないか。	要検討	× JIS C 61000-4-7 は引用していません
22	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	6.5.5.1	表	E	“KHz” は単位表記が誤り	“2.4KHz” を “2.4kHz” に修正す る。	○
23	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	6.5.5.1	最後	T	生体影響を考慮した電磁界 測定は EMC ではなく、この 指針の対象外。EMF を規定 するなら、EMF 用の別の基 準を作成する。	注 2 を削除する。 ※TC77 と TC106 の両方に関わる立 場として、この意見は譲れません。	△ EMF も含まれるように 1. 適用範囲を 修正しました。
24	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画	6.5.5.2	1	T	“CISPR 規格値”とは何か。 エミッション限度値ではな いのか。EMC 製品規格も	“CISPR 規格値”を“エミッション 限度値”に修正する。	△ 誤解を防ぐため、CISPR 規格値は CISPR 16 series で規定される妨害波測

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×： 不採用)
	課 井上博史				多々あり，適合規格が CISPR とは限らない。		定装置の規格に変更します。
25	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	6.5.6.1	表	E	略語が説明なしに使われて いる。	静電気放電イミュニティ試験→静電 気放電 (ESD) イミュニティ試験 CDN→結合・減結合回路網 (CDN)	○
26	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	6.5.6.1	表	E	“瞬時停電”は JIS C 61000-4-11 では用いていな い	“瞬時停電”を“短時間停電”に修 正する。	○
27	一般社団法人日本電機 工業会技術部技術企画 課 井上博史	6.5.6.2	1	E	表にある IEC 61000-4 シリ ーズは全て JIS になってい る。	“IEC 61000-4”を“JIS C 61000-4” に修正する(以下全て)。	× IEC 61000-4 シリーズで認定を受けてい る試験所の方が多いためこのままとし ます。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。